



弁護士に個人再生申立事件を委任した場合、弁護士がどのように活動し、手続がどのように進行するのかを、個人の個人再生を横浜地方裁判所本庁に申し立てた事件を例にまとめてみました。

裁判所まで ひとつ跳び

3 委任契約締結

6月10日

当事務所では、原則として受任当日に委任通知を発送します。

では、委任契約書を作成しましょう。これから、各債権者に委任通知を発送します。

妻に相談をしたところ、節約に協力してくれることになりました。妻がパートも始めることにしたので、何とか4万円の支払いを続けることができます。

これまでの生活をご家族と一緒に振り返り、二度と借金をしないよう、きちんと家計簿をつけてください。

当事務所の弁護士費用は、事件の難易度、債権者数、負債総額等にもよりますが、基本的に着手金31万5000円、報酬31万5000円です。住宅貸付特別条項を定める場合には、着手金42万円、報酬42万円となります。一括でのお支払いが難しい方はご相談ください。

はい、わかりました。

6 (住宅ローン債権者との事前協議)

住宅ローンについて、返済期間を延長するなど、これまでの返済計画を変更する場合には、銀行などと事前に十分に協議し、再生計画に同意してもらうように交渉しておく必要があります。

7 個人再生手続開始申立

(8月23日)

裁判所に必要書類を添付して申立をします。

申立書および必要書類をチェックして、受理します。

12 報告書・再生計画案の提出期限

(11月15日)

再生手続申立書に記載した財産状況に変更はありませんか。

では、財産状況等の報告書を提出しておきます。また、再生計画案を立案して、裁判所に提出しておきます。

再生手続開始当時の財産状況について、報告する必要があります。また、確定した債権額を前提として再生計画案を立案し、再生計画による返済計画表(案)とともに裁判所に提出します。このときに、弁済金の積立てができたかどうかの報告もします。

11 債権確定手続

16 再生計画の認可決定

(12月20日)

決定 本件再生計画を認可する。

再生計画案が可決されると、裁判所は、特別な場合を除き、再生計画案を認可します。

15 回答書提出期限

(12月13日)

回答期限内に再生計画案に同意しない旨回答した再生債権者が半数にみたら、その金額が総額の2分の1を超えないときは可決したものとみなされます。

4 債権調査

これまでの取引経過を開示します。(2ヶ月ほどかかります)

各債権者に対する正確な債権額などを調査します。

5 申立書作成

8月15日

現在の財産状況や債務超過に至った経過を整理して記載する必要があります。あなたには住民票等の必要書類をととのえていただきます。こちらで住宅ローン債権者と協議しておきます。

借金がだんだん増えてしまった経過について、思い出して下書きしてきました。現在の財産状況も明らかにしました。

現在の財産状況を正確に申告する必要があります。また、今後返済を続けるだけの収入があるか、収支のバランスがとれているか、収入を示す資料や家計の状況を確認することになります。

不足書類については事務局からご連絡いたします。

13 住宅ローン債権者に対する意見聴取

裁判所は住宅ローン債権者に対し、意見書の提出期限を定めて意見を聞く旨の決定をします。

14 書面による決議に付する旨の決定

(11月22日)

決定 本件再生計画案を書面による決議に付する。

裁判所は、提出された再生計画案について、書面による決議に付する旨の決定をし、各債権者に再生計画案を送達し、同意しないものはその旨回答するよう記載した書面を送付します。

法律相談 (6月1日)



債務整理の方法には、自己破産、任意整理、個人再生の3つがありますが、あなたの場合は、マンションを手放したくないということなので、個人再生手続を検討してみましょう。個人再生とは、法律で定められた最低限の弁済額を3年又は5年かけて分割して支払い、残金の支払義務を免れるという申立を裁判所にし、認可決定を得る方法です。

債務整理の方法は、借金の額、取引経過、家計の状況、収入金額、などから慎重に選択する必要がありますので、弁護士にご相談ください。当事務所では、相談時に債務整理方法の概要や必要書類等の説明書をお渡ししています。



私は40歳のサラリーマンです。家族は妻と子ども二人です。株式投資に失敗し、その失敗を取り返そうとして消費者金融からお金を借りてしまい、現在、消費者金融7社から総額600万円の借金をしています。どうしてもマンションを手放したくありません。どうしたらいいでしょうか。

8 再生審問

弁護士と一緒に裁判官と面接し、申立の内容などについて説明をします。このとき、裁判所に申立内容について厳しく点検されます。再生計画案の履行可能性を判断するために、弁済予定額を月々積み立てるように勧告されます。



他に財産はありません。計画弁済予定額を積み立てて、報告してください。

申立書に記載した財産だけで。弁済金は代理人が管理する口座に積み立てさせます。

10 債権届出期限

(9月27日まで)

再生債権者は、債権者一覧表に記載されている自己の債権の内容に異存がなければ、改めて債権届出をする必要はありません。債権者一覧表に記載のない債権者や一覧表の記載内容に異存のある債権者は、債権届出期間内に債権届出をする必要があります。

9 個人再生手続開始決定

(8月30日)

決定 債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

特に問題がなければ再生審問を行わずに個人再生手続開始決定が出されることもあります。

17 認可決定の確定

(1月27日)



再生計画の認可決定が官報に公告され、認可決定が確定します。確定した後、実際の弁済が開始されます。

Q アンド A

- Q 個人再生をとれば、住宅ローンも減額されるのですか。
A 住宅ローンの減額は原則としてできません。支払期間の延長など若干の変更が認められるだけです(住宅資金特別条項)。詳しくは弁護士にお尋ねください。
- Q 弁護士に依頼した後、住宅ローンの支払いも止めるのですか。
A 住宅ローンについては、遅延損害金が多額になる可能性がありますし、支払いを止めると抵当権を行使されてしまう可能性もあります。これまで滞りがなければ、申立までは支払いを続けてください。申立後も、裁判所の許可を得て支払いを継続することをお勧めします。
- Q 個人再生の途中で弁済金を積み立てることができなくなったら、どうなりますか。
A 自己破産の申立を検討することになります。したがって月々の支払いが可能かは慎重に判断する必要があります。ただし、すでに4分の3以上の弁済をしている場合には、免責の申し立てをして、残債務を免れることができます。
- Q 個人再生をすることによって、何か不利益はありますか。
A 信用情報機関(いわゆるブラックリスト)に登録されて、以後、一定期間は銀行・消費者金融などからお金を借りられなくなったり、クレジットカードを作ることができなくなったりしますが、普通に生活していく上で不都合はありません。給与所得者等個人再生を行った人は、再生計画の認可決定確定の日から7年以内は、再び給与所得者等再生手続を探ることができなくなります。
- Q 給与所得者等個人再生と小規模個人再生の違いは何ですか。
A 給与所得者等個人再生の場合には、債権者の承諾は必要ありませんので、大口の債権者がいて、その債権者が再生計画案に反対する可能性がある場合にも有効な手続となります。ただし、可処分所得の要件があり、債権者の収入等によっては、弁済額が多額になることがあります。